**騒音規制法に基づく特定建設作業**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設作業 | | 備考 |
| くい打機，くい抜機又は  くい打くい抜機を使用する作業 | くい打機 | もんけんを除く  アースオーガーと併用する作業を除く |
| くい抜機 | すべて |
| くい打くい抜機 | 圧入式を除く  アースオーガーと併用する作業を除く |
| びょう打機を使用する作業 | |  |
| さく岩機を使用する作業 | | ※① |
| 空気圧縮機を使用する作業 | | さく岩機の動力として使用する作業を除く原動機（電動機以外）定格出力15ｋｗ以上 |
| コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 | コンクリート  プラント | モルタル製造のための作業を除く  混練機の混練容量0.45㎥以上 |
| アスファルト  プラント | 混練機の混練重量200㎏以上 |
| バックホウを使用する作業 | | 原動機定格出力80ｋｗ以上　※② |
| トラクターショベルを使用する作業 | | 原動機定格出力70ｋｗ以上　※② |
| ブルドーザーを使用する作業 | | 原動機定格出力40ｋｗ以上　※② |

※注　１　作業を開始した日に終わるものは除く。

　　　２　※①印は，作業地点が連続的に移動する作業において，１日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50ｍを超えない作業に限る。

　　　３　※②印は，一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

**振動規制法に基づく特定建設作業**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設作業 | | 備考 |
| くい打機，くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 | くい打機 | もんけん及び圧入式を除く |
| くい抜機 | 油圧式を除く |
| くい打くい抜機 | 圧入式を除く |
| 銅球を使用して建築物等を破壊する作業 | |  |
| 舗装版破壊機を使用する作業 | | ※ |
| ブレーカーを使用する作業 | | 手持ち式のものを除く　※ |

※注　１　作業を開始した日に終わるものは除く。

　　　２　※印は，作業地点が連続的に移動する作業において，一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50ｍを超えない作業に限る。